

令和元年 11 月 1 日
参考資料

令和元年台風第 19 号による災害が激甚災害として指定され、中小企業信用保険の特例措置が講じられます

令和元年 10 月 11 日から同月 14 日までの間の暴風雨(令和元年台風第 19 号)及び豪雨による災害を激甚災害として指定する政令が、本日、公布・施行されましたのでお知らせします。

公布・施行内容

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、令和元年 10 月 11 日から同月 14 日までの間の暴風雨(令和元年台風第 19 号)及び豪雨による災害で被害を受けた神奈川県の中小企業者等に対し、中小企業信用保険の特例措置を講ずる。

中小企業信用保険の特例措置の概要

激甚災害に対し、市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係り災証明を受けた中小企業者等が事業の再建に必要な資金を借り入れる際、一般保証(無担保枠8千万円、最大2億8千万円)とは別枠の保証(無担保枠8千万円、最大2億8千万円)が利用可能となる制度。

県の対応

この中小企業信用保険の特例措置に基づき、神奈川県中小企業制度融資での取扱いを開始できるよう準備を進めています。

* 台風第 19 号により被害を受けた中小企業への金融支援策としては、これまで、一般保証(最大2億8千万円)及びセーフティネット保証4号による別枠保証(最大2億8千万円、災害救助法適用地域 19 市町村が対象)がありましたが、今回、激甚災害指定を受けて、県内全域で、さらに最大2億8千万円の別枠保証が適用されるものです。

そこで、これら3種類の保証を合わせると、最大8億4千万円の利用が可能となります。

問合せ先

神奈川県産業労働局中小企業部金融課

課長 高山 電話 045-210-5670

融資グループ 太田 電話 045-210-5677